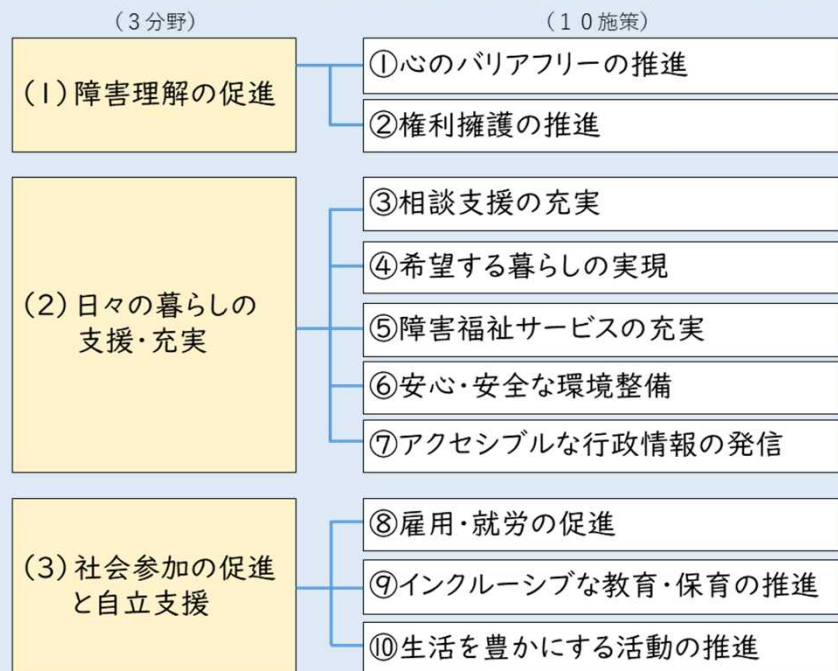


A: 第7次佐倉市障害者計画(R6~11年度)

- 目的;障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進
- 内容;基本理念を掲げ、その実現に向けた施策の方向性を「3分野」・「10施策」に整理

基本理念

「障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」



B: 第7期佐倉市障害福祉計画(R6~8年度)

C: 第3期佐倉市障害児福祉計画(")

- 目的;障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保
- 内容;障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る「成果目標」や成果目標を達成するための「活動指標」を設定

<成果目標>

- (ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (ウ) 地域生活支援の充実
- (エ) 福祉施設から一般就労への移行等
- (オ) 障害児支援の提供体制の整備等
- (カ) 相談支援体制の充実・強化等

<活動指標(量の見込み)>

- ・障害者総合支援法によるサービス
(訪問、日中活動、就労、居住、相談支援・地域移行、地域生活支援)
- ・児童福祉法によるサービス(通所、相談支援)

D: 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画(R6~8年度)

- 目的;視覚障害者等の読書環境の整備の総合的かつ計画的な推進
- 内容;読書環境の整備に係る施策、成果目標・活動指標を設定



障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)

・趣旨;全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要